

議第 73 号から こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理について 議第 80 号まで

1 改正の経緯

次の経緯により、呉市保健福祉審議会条例（平成 12 年呉市条例第 12 号）ほか 7 条例の規定の整理をします。

- (1) こどもと家庭の福祉・保健その他の支援，こどもの権利利益の擁護の一元化，年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援の実現などのため，こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）により内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置され，関係府省（内閣府，文部科学省及び厚生労働省）から「こども家庭庁」に所管事務が移管されることに伴い，こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）により，子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等について規定の整備が行われました。
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めるとされています。この度，(1) に伴い，国の基準を定めた関係府省令について所要の改正が行われました。

2 規定の整理をする条例

- (1) 議第 73 号 呉市保健福祉審議会条例（平成 12 年呉市条例第 12 号）
- (2) 議第 74 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年呉市条例第 5 号）
- (3) 議第 75 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 21 号）
- (4) 議第 76 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 23 号）
- (5) 議第 77 号 呉市保育所及び小規模保育施設条例（昭和 62 年呉市条例第 5 号）
- (6) 議第 78 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 31 号）
- (7) 議第 79 号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 32 号）
- (8) 議第 80 号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 29 号）

3 改正の内容

- (1) 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い，引用条文の整理を行います。

【改正対象条例】

議第 73 号，議第 77 号

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改めます。

【改正対象条例】

議第74号

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるなどの改正をします。

【改正対象条例】

議第75号

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めます。

【改正対象条例】

議第76号

(5) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

【改正対象条例】

議第78号

(6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるなどの改正をします。

【改正対象条例】

議第79号

(7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改めるなどの改正をします。

【改正対象条例】

議第80号

4 施行期日

公布の日